



## ITUのメンバーシップと権利・義務

総務省 国際戦略局 国際政策課

おおつき めみこ  
大槻 芽美子



### 1. はじめに

ITU（国際電気通信連合）はその活動を活性化させるため、構成国・主管庁以外にも、電気通信に係わる団体がセクターメンバー、アソシエイト、アカデミアとしてITUの活動に参加できるよう制度を設けている。しかしながら、それぞれの参加に係る規則については憲章、条約、決議等、様々な文書において個別に記載されているため、包括的に把握することが難しい。そのため本稿は、主管庁以外の団体がITUの活動に参加するために必要な条件と、加盟後に得られる権利や課される義務等の詳細について、2019年12月末時点の情報を整理し、概説する\*1。

### 2. 参加資格

ITUの活動への参加が認められる団体のうち、主なものは次の3つである。（条約第228-231号）

- (a) 認められた事業者（ROA：Recognized Operating Agency）、学術団体又は工業団体（SIO：Scientific or Industrial Organization）及び金融機関又は開発機関であって関係構成国が承認したもの
- (b) その他電気通信の問題に関係を有する団体であって関係構成国が承認したもの
- (c) 電気通信機関、標準化機関、金融機関又は開発機関であって地域的なものその他の国際的なもの

上記のうち (a) 及び (b) については、ITU活動への参加を希望する場合、構成国が特別に許可し事務総局長にその旨を通知している場合を除き、構成国による承認を必要とする（条約第233-234A号）\*2。

「認められた事業者」とは、憲章第1007号に定義する事業者（Operating Agency：個人、団体、企業又は政府の

施設で、国際電気通信業務を行うための電気通信設備又は国際電気通信業務に有害な混信を生じさせる恐れのある電気通信設備を運用するもの）のうち公衆通信業務又は放送業務を運用する事業者を指し、「学術団体又は工業団体（SIO）」とは、政府の施設又は機関以外の団体で、電気通信の問題の研究又は電気通信業務用機器の企画若しくは製作に従事するものを指す\*3。

### 3. 参加手続

主管庁以外の団体がITUの活動に参加する形態には部門構成員（セクターメンバー）、準部門構成員（アソシエイト、後述のSMEアソシエイトを含む）及び学術団体（アカデミア）の3つがある。2019年12月末現在、ITU全体では900を超える団体がセクターメンバー、アソシエイト又はアカデミアとして加盟している\*4。日本においては42者がセクターメンバーやアソシエイトとして活動しているほか、9校がアカデミアとして登録されている\*5。

前述のとおり、日本国内で電気通信に係わる組織・団体がITUへの活動参加を希望する場合には、主管庁（日本の場合は総務省）の承認を必要とする。日本における、参加にあたっての手続きは以下のとおりとなっている。

- (1) 参加を希望する団体から総務省に対して参加形態（セクターメンバー、アソシエイト、アカデミア等）、参加を希望する部門（ITU-R、ITU-T、ITU-D）、分担金単位数（1/2単位、1/8単位等、詳細は後述）や担当者との連絡先等を記した書類を提出\*6。
- (2) 総務省が審査の上、参加に支障がないと認める際にはITU事務総局長及び参加を希望する団体に対してその旨を通知。

\*1 本稿は（一財）日本ITU協会の発行する『これでわかるITU 2018年版』を参照し、同書のうち「ITUへの参加と脱退、義務と権利」及び「分担金」の内容を更新することを目的として執筆したものである。

\*2 日本においては主管庁である総務省（担当：国際戦略局 国際政策課）の承認が必要となる。

\*3 条約附属書第1004号参照。

\*4 <https://www.itu.int/en/join/Pages/default.aspx>

\*5 [https://www.itu.int/online/mm/scripts/gensel9?\\_ctryid=1000100569&\\_ctryname=Japan](https://www.itu.int/online/mm/scripts/gensel9?_ctryid=1000100569&_ctryname=Japan)

\*6 様式、連絡票については総務省より送付する。



- (3) 参加を希望する団体は、総務省からの通知を受けた後オンラインフォーム<sup>\*7</sup>にてITUに参加申請を行う。
- (4) 総務省からの通知を受けITU事務局が参加についての認定を行い、その結果を総務省及び参加を希望する団体へ周知するとともに、分担金の支払請求等の事務手続を開始。

参加が認められた団体は、加入し又は承認された月の初日から計算した1年分の分担金を前払いする<sup>\*8</sup>。ITUが前払いの分担金を受領した日から、ITUの活動への参加が可能となる<sup>\*9</sup>。

## 4. メンバーの権利

### 4.1 部門構成員（セクターメンバー）

セクターメンバーは、定められた分担金を支払うことにより、承認を受けた部門における全ての活動に参加できる。セクターメンバーの権利と義務は憲章第3条に規定される。

- 憲章第28A号：部門構成員は、連合の活動への参加に限り、（中略）自己が構成員となっている部門の活動に完全に参加する資格を有する。

#### 【解説】

全権委員会議決議14は、セクターメンバーが「投票及び条約作成会議（への参加）を除き、部門に係るすべての活動に参加することができる」ことを認識している。「自己が構成員となっている部門の活動」の対象となる主な会議、会合等は以下となる<sup>\*10, 11</sup>。

- 承認を受けた部門における全ての研究委員会 (SG : Study Group)
- 各部門のアドバイザリーグループ
- 無線通信総会 (RA : Radiocommunication Assembly)
- 電気通信標準化総会 (WTSA : World Telecommuni-

cation Standardization Assembly)

- 電気通信開発会議 (WTDC : World Telecommunication Development Conference、又はRTDC : Regional Telecommunication Development Conference)
- 上記に関連するワーキングパーティー、専門家グループ、ラポータグループ、又はその他のアドホックグループ等
- また、以下の会議（条約作成会議）には「顧問の資格を持たないオブザーバー<sup>\*12</sup>」としてのみ参加することが認められる。

- 全権委員会議 (PP : Plenipotentiary Conference) <sup>\*13</sup>
- 世界国際電気通信会議 (WCIT : World Conference on International Telecommunications) <sup>\*14</sup>
- 無線通信会議 (WRC : World Radiocommunication Conference、又はRRC : Regional Radiocommunication Conference)

なお、条約第476号及び財政規則第7条5項に従い、これらの条約作成会議に出席するためには費用の負担が発生する。また、WRC及びRRCにはITU-Rのセクターメンバーのみ参加することができる<sup>\*15</sup>。なお、ITU-RセクターメンバーによるWRCへの参加には費用負担は発生しない。

- 憲章第28B号：部門構成員は、部門の総会及び会合の議長及び副議長並びに世界電気通信開発会議の議長及び副議長を出すことができる。

#### 【解説】

セクターメンバーは承認を受けた部門における全てのSG、アドバイザリーグループ及びRA、WTSA、WTDC/RTDCにおいて議長・副議長を就任させることができる。なお、PP、WRC/RRC及びWCITにおける議長・副議長（委員会の議長・副議長を含む）は構成国のみ務めることが可能である<sup>\*16</sup>。

\*7 <https://www.itu.int/en/membership/Pages/sm-form.aspx>

\*8 セクターメンバーについては条約第472号、アソシエイトについては全権委員会議決議152、アカデミアについてはITUウェブサイト (<https://www.itu.int/en/membership/Pages/sm-terms-conditions.aspx>) を参照。

\*9 <https://www.itu.int/en/join/Pages/faq.aspx>

\*10 全権委員会議決議14参照。

\*11 条約第296の2号参照。

\*12 「顧問の資格を持たないオブザーバー」は会議への出席は可能だが、議長から求められない限り発言することはできない。詳細は全権委員会議決議145附属書参照。

\*13 条約第269E号、全権委員会議決議145附属書3参照。

\*14 条約第49号、全権委員会議決議145附属書3参照。

\*15 条約第280号、全権委員会議決議145附属書3参照。

\*16 ITU会議規則 (GR : General Rules of Conferences, Assemblies and Meetings of the Union) 第75-76号参照。



- 憲章第28C号：部門構成員は、(中略) 関係部門における勧告及び問題の採択並びに当該部門の運営方法及び手続に関する決定に参加する資格を有する。

#### 【解説】

セクターメンバーは承認を受けた部門のSGにおいて、勧告及び新規課題に対する意見を提出することができ、また、それらに対するコンセンサスペースの最終的な意思決定に参加することができる<sup>\*17</sup>。ラポーターやワーキングパーティーの議長を務めることや、勧告の採択前に必要なドラフティング及び編集作業に参加することも可能である<sup>\*18</sup>。

RA、WTSA、WTDC/RTDCにおいては、各部門の手続規則に基づき、セクターメンバーも寄与文書を提出することができるが、投票権及び手続権（議事進行に係る動議や発言を行う権利）は持たない。ただし、構成国が承認し関係局長に通報した場合には、セクターメンバーが当該構成国に代わって行動（投票を含む）することが認められている<sup>\*19</sup>。

上記のほか、ITU理事会には、部門ごとに最大3つのセクターメンバーから各1名ずつがオブザーバーとして出席できることになっている<sup>\*20、21</sup>。出席するセクターメンバーは各部門のアドバイザーグループによって指名される。ただし、これらの出席者は投票や、書面又は口頭での意見提出を行うことはできない<sup>\*22</sup>。また、2012年理事会で、上記のセクターメンバーのほか6つの地域通信機関（APT、CEPT、CITEL、ATU、LAS、RCC）もオブザーバーセクターメンバーとして理事会に参加することが可能となった。

## 4.2 準部門構成員（アソシエイト）

セクターメンバーと異なり、アソシエイトは参加部門のうち

特定の一つのSGに活動参加が限定されるものの、前者より軽減された分担金（後述）での参加が可能となっている。アソシエイトの権利については条約第20条及び各部門の手続規則に定められている。

- 条約第248B号：準部門構成員は、選択した研究委員会の業務に参加することを許可される。ただし、当該研究委員会の意思決定又は連絡活動には、参加することはできない。

#### 【解説】

各部門の手続規則<sup>\*23</sup>は、SGにおけるアソシエイトの役割を以下に記述するものに制限している。

- － 会合への参加（承認を受けた部門における一つのSGのみ。アドバイザーグループやその他の条約作成会議、総会、理事会への参加は除く。）
- － 文書・意見の提出
- － ラポーター、副ラポーター、アソシエイトラポーターを務めること（電気通信開発部門においてはラポーターを除く<sup>\*24</sup>。また他のSGとのリエゾン活動は不可。）
- － 勧告採択前のコメント提出<sup>\*25</sup>

また、2018年全権委員会議で採択された決議209に従い、2020年1月より中小企業が「SMEアソシエイト」として、通常のアソシエイトと比較してさらに低負担で、かつアソシエイトと同様の資格でITUの活動に参加することが可能となった。SMEアソシエイトとしての参加申請の受理にあたっては、属する国の中小企業の定義を満たすこと、年間収益額が1500万スイスフランを超えないこと<sup>\*26</sup>、従業員数が250名未満であることが条件となる。また、上記の条件に基づきSMEアソシエイトの対象とならない会社の子会社又

\*17 条約第246A号において、構成国及び部門構成員は、「関係する会議又は総会のうちいずれか適当なものが定める手続に従って研究される問題を採択し、その問題の研究の結果作成される勧告を構成国の正式な協議の対象とするかしないかについても併せて採択する」とされている。

\*18 全権委員会議決議14参照。

\*19 条約第239号参照。

\*20 条約第60B号参照。

\*21 理事会決定519参照。

\*22 理事会手続規則7.4参照。

\*23 ITU-R決議1、WTSA決議31及びWTDC決議1参照。

\*24 電気通信開発部門の手続規則(WTDC決議1、5.5参照)によると同部門においてラポーターを務められるのは構成国またはセクターメンバーのみとなっている。

\*25 WTSA決議31では、アソシエイトは代替承認手続（AAP：Alternative Approval Process）においてはラストコールの間のコメント提出（ただし、追加的なレビューの期間中ではない）が可能とされている。

\*26 上限額は2019年理事会決定による。



は関連会社は、SMEアソシエイトとして認められない。

### 4.3 学術団体 (アカデミア)

2010年の全権委員会議において、学術団体によるITU活動への参加を促すための決議169が採択され、2014年の全権委員会議の開催までを試行期間としてアカデミアの資格が設けられた。決議169は2014年の全権委員会議で改正され、アカデミアの参加を継続させることが決定した。さらに2018年の全権委員会議では決議169が再改正され、アカデミアの権利として以下が明記された。

- アドバイザリーグループを含むITUの全ての部門における活動に参加すること (ただし、PP、WRC、WCITへの参加を除く。)
- それぞれの部門の手続規則に従い、ラポータ、副ラポータ、アソシエイトラポータを務めること (電気通信開発部門においてはラポータを除く。\*27)
- ただし、アカデミアはその承認手続にかかわらず、決議又は勧告の採択を含む意思決定の役割を持たない

## 5. 分担金

### 5.1 分担単位額

ITUの活動に参加する団体は分担金を支払う義務を負う。2018年の全権委員会議 (決定5) において2020-2023年の期間で構成国が負担する分担金の1単位当たりの金額 (分担単位額) が318,000スイスフランに設定された。これは2016-2019年会期における金額と同額となっている。セクターメンバー、アソシエイト、SMEアソシエイト及びアカデミアの分担金負担額はこの分担単位額を元に設定される。

### 5.2 セクターメンバーの分担金

条約第480号により、セクターメンバーの単位当たりの分担額は構成国の1/5 (63,600スイスフラン) となっている。セクターメンバーはその分担等級を任意に選定できるが最低単位が定められる。選定できる分担等級の単位は次のとおり。

#### • 選定できる分担等級

40単位から2単位までは1単位刻みで設定できる。2単位未満については3/2単位、1単位、1/2単位、1/4単位、1/8単位、1/16単位とする。

#### • セクターメンバーの最低分担単位\*28

ITU-R及びITU-T :

1/2単位 (31,800スイスフラン)

ITU-D :

1/8単位 (7,950スイスフラン)

#### • 分担等級の選定手続

構成国の分担金単位額は全権委員会議で決定される。全権委員会議後、事務総局長からセクターメンバーに対し、分担単位額の最終的な限度額が通知される。セクターメンバーは全権委員会議の閉会の日から3か月以内に、選定した分担等級を通知しなければならない。この3か月の期間内に事務総局長に自己の決定を通知しないセクターメンバーには、従前に選定した分担等級が適用される\*29。

### 5.3 アソシエイトの分担金

条約第483A号により、アソシエイトの分担金は理事会が決定することとなっており、2018-2019年度の分担金額は2017年に承認された理事会決議1387で以下のとおりとされている\*30。2019年理事会では2020-2021年度の分担金額を定めた理事会決議1396が採択されたが、構成国の分担金に変更がないことからアソシエイトの分担金も2019年度と同額となっている。開発途上国のアソシエイトは全てのセクターでセクターメンバーの1/32単位 (1,987.50スイスフラン) となる。

#### • アソシエイトの分担金

ITU-R及びITU-T :

セクターメンバーの1/6単位 (10,600スイスフラン)

ITU-D :

セクターメンバーの1/16単位 (3,975スイスフラン)

\*27 決議169は「アカデミアはそれぞれの部門の手続規則に従い、ラポータ、副ラポータ、アソシエイトラポータを務めることができる」と定めており、前述注釈の手続規則 (WTDC決議1、5.5) が優先される。

\*28 理事会が定めた開発途上国については、全ての部門で最低分担単位が1/16に設定されている。

\*29 憲章第161H、161I号参照。

\*30 分担単位数は2001年の理事会決定による。



#### 5.4 SMEアソシエイトの分担金

SMEアソシエイトの分担金は、SMEアソシエイトの参加に関する全権委員会議決議209に定められており、セクターメンバーの分担金単位の1/16 (3,975スイスフラン) とされている。これは全てのセクターで同額である。また開発途上国のSMEアソシエイトの分担金単位は、全てのセクターにおいてセクターメンバーの1/32 (1,987.50スイスフラン) となっている。

#### 5.5 アカデミアの分担金

アカデミアの分担金は、アカデミアの参加に関する全権委員会議決議169に定められており、セクターメンバーの分担金単位の1/16 (3,975スイスフラン) とされている。アカデミアはこの負担金で全てのセクターに参加することができる。また開発途上国のアカデミアの分担金単位は、セクターメンバーの1/32 (1,987.50スイスフラン) となっている。

#### 5.6 分担金に関するその他の規定

支払期限を過ぎても分担金が支払われなかった場合の債務額に対しては、ITUの各会計年度の4か月目の初めから利子が付される。利率は、最初の3か月間は年率3%、7か月目の初めからは年率6%となる。また、支払期限から6か月 (180日) を過ぎても支払いがなく、返済について交渉や合意がなされていない場合には、通告を受領してから3か月 (90日) 後よりITU活動に参加する権利を失う<sup>\*31</sup>。

## 6. 活動からの脱退とメンバー間の移行

ITUの活動へ参加が認められた団体は事務総局長宛てに通告することにより、その参加を終止させることができる。それらの終止は、事務総局長が通告を受領した日から6か月の期間が満了したときに効力を生ずる<sup>\*32</sup>。

アソシエイトからセクターメンバーへの移行にあたっては、各年12月31日までにITUのメンバーシップ担当<sup>\*33</sup>に通知を行い、ITUとの間でMembership Agreementを取り交わすことにより、新たな金額での請求書が発行される。支払いは3月30日までとなっており、ITUにて受領が確認できた後に効力を生ずる<sup>\*34</sup>。ただし、構成国による承認手続を行うため、事前に総務省への連絡が必要となる。

## 7. おわりに

2018年の全権委員会議においてSMEやアカデミアの参加に関する決議が作成、改正されたように、ITUではマルチステークホルダーをベースとした協調を促進させるためにメンバーシップへの門戸を広く開いている。

メンバーシップについての詳細は本稿で参照した憲章・条約・決議等の文書に規定されるが、ITUウェブサイト<sup>\*35</sup>においても分かりやすく解説されているため、参照されたい。ITU活動への参加に関する問合せは、以下の連絡先まで。

総務省 国際戦略局 国際政策課 ITU係

電話：03-5253-5922

FAX：03-5253-5924

E-mail：ituline/atmark/ml.soumu.go.jp

(メール送信の際には「/atmark/」を「@」に変換してください。)

\*31 全権委員会議決議152参照。

\*32 条約第240号及びITUウェブサイト (<https://www.itu.int/en/membership/Pages/sm-terms-conditions.aspx>) 参照。

\*33 E-mail：membership/atmark/itu.int ※メール送信の際には「/atmark/」を「@」に変換してください。

\*34 <https://www.itu.int/en/join/Pages/faq.aspx>

\*35 <https://www.itu.int/en/membership/Pages/sm-terms-conditions.aspx>



■表. メンバーシップ種別ごとの権利・義務一覧 (○:活動範囲内で可能、△:活動範囲内で条件付で可能、×:不可能)

大項目	小項目	セクターメンバー	アソシエイト	アカデミア
活動可能範囲		属する部門の全ての活動	属する部門の1つのSGにおける活動	3部門の全ての活動
会議・総会・会合への参加	研究委員会 (SG)	○	○	○
	アドバイザーグループ	○	×	○
	条約作成会議及び総会 (PP、WRC、RRC、WCIT)	△ オブザーバー参加 費用負担あり WRC/RRCはRセクター メンバーのみ	×	△ RRCのみ参加可
	その他の部門総会・会議 (RA、WTSA、WTDC)	○	×	△ オブザーバー参加
	理事会	△ 1セクター 3メンバーまで オブザーバー参加可	×	×
文書作成プロセス	SGへの寄与文書、情報文書の提出	○	○	○
	新課題の提案	○	×	○
	決議・決定の作成、改正、廃止に対する意見提出	○	×	×
	コンセンサスベースの最終意思決定	○	×	×
役職	SGの議長・副議長	○	×	×
	ラポーター・副ラポーター・アソシエイトラポーター	○	△ Dセクターはラポーター不可	△ Dセクターはラポーター不可
	WP議長	○	×	○
	RA、WTSA、WTDCの議長・副議長	○	×	×
	PP、WRC、WCIT、理事会の議長・副議長	×	×	×
分担金	セクターメンバーの分担金単位 (構成国の1/5=63,600スイスフラン) に対し	R、Tセクター: 1/2単位以上 Dセクター: 1/8単位以上 *途上国は全てのセクターで 1/16単位以上	アソシエイト R、Tセクター: 1/6単位 Dセクター: 1/16単位 SMEアソシエイト 1/16単位 *途上国は全てのセクターで 1/32単位	1/16単位 *途上国は1/32単位